

国水第121号
令和8年8月10日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
（ 公 印 省 略 ）

水道法第16条の2第3項のただし書き（指定給水装置工事事業者以外
の施行の場合）について（通知）

今般の令和8年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
給水装置工事について、水道法第16条の2では、水道事業者は「給水装置が指定
給水装置工事事業者以外の施行による給水装置工事に係るときは、供給規程の定める
ところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止す
ることができる。」（第3項）とされています。

ただし、同項ただし書きでは、「当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づ
く政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。」と
し、例外的な取扱いも規定しており、使用される給水管及び給水用具について、給水
装置の構造及び材質の基準（水道法施行令第6条等）に適合することが確認されたも
のが該当します。

指定給水装置工事事業者制度を導入している水道事業者におかれましては、今般の
令和8年熊本地震といった災害その他非常の場合にあつては、他の水道事業者が指定
した給水装置工事事業者による給水装置工事の施行について、この趣旨に則して適切
に対応いただくようお願いいたします。また、大規模災害時における給水装置の迅速
な復旧のため、「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について」（令和
7年4月22日水道事業課長通知）により周知したとおり、供給規程等の改定の要否
についてもご検討いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、本通知について、貴管内の水道事業者に周知願いま
す。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づ
く技術的助言である旨申し添えます。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
林・吉田・上田

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34406、34416）

E-mail : hqt-kyuusuisouchi@ki.mlit.go.jp